

17. 経済学部経済学科および経営学科の再入学等の 取扱いについて（お知らせ）

東北学院大学経済学部の組織改編による経済学部経済学科（夜間主コース）及び、同経営学科（昼間主コース、夜間主コース）の学生募集停止に伴う再入学等の申請要件、再入学者等に適用される学則並びに学科課程に関する平成21（2009）年度以降の取扱いについて（お知らせ）

学則第18条の2に定める再入学及び同第19条の2に定める年度を超えた復籍については、下記の通り取り扱うこととする。

記

- 1 再入学及び年度を超えた復籍を申請することができる者は、以下の2つの資格要件を満たさなければならない。
 - (1) 卒業に必要な年限が学則第3条の2第1項に定める最長在学年限を超えないこと。
 - (2) 卒業年限が平成27（2015）年度を超えないこと。

- 2 1に定める資格要件を満たさない者で、旧在籍学科が経済学部経済学科（夜間主コース）の退学者または除籍者は経済学部経済学科に、旧在籍学科が経済学部経営学科（昼間主コース、夜間主コース）または経済学部商学科（夜間主コースを含む）の退学者または除籍者は、経営学部経営学科に再入学または年度を超えた復籍を申請することができる。

- 3 再入学または年度を超えた復籍者に対して適用される学則並びに学科課程は以下の区分に従う。
 - (1) 1に定める資格要件を満たす再入学者及び年度を超えた復籍者には平成20（2008）年度入学生に適用される学則並びに学科課程を適用する。
 - (2) 2に定める再入学者及び年度を超えた復籍者には、再入学または年度を超えた復籍をした学科・学年に適用される学則並びに学科課程を適用する。

- 4 再入学及び年度を超えた復籍の許可は、申請先の区分により経済学部または経営学部の議を経て大学長がこれを行う。尚、当該申請者に対しては、当該学部教授会の判断により試験等を課することができる。

平成21（2009）年3月12日
東北学院大学